



新座市では経済的理由により、教育の機会が失われないように、学用品費などの一部を支給する就学援助制度があります。
なお、支給には、所得等の審査があります。

1 支給の対象となる方

新座市に住民登録があり、公立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

➤ 世帯全員の令和7年分(令和7年1月1日～12月31日)の合計所得金額の合計が、新座市教育委員会が定める認定基準金額を下回る方

未申告等で所得が確認できない16歳以上(令和8年4月1日現在)の世帯員がいる場合には、「否認定」となりますので、ご注意ください。

➤ 児童扶養手当の支給を受けている方

※ 生活保護受給中の方は、医療費及び修学旅行費のみ対象となり申請不要です。

※ 上記以外の事由(生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、国民年金保険料の減免、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予のいずれかの措置を受けている。)での審査を希望する方は学務課へお問い合わせください。



2 認定基準金額の目安

就学援助制度における所得とは、給与収入の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額、事業収入の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

世帯人数	家族構成例 (令和8年4月1日現在)	認定基準金額	
		持ち家	借家
2人	父40歳、子6歳	185万円	282万円
3人	母40歳、子12歳・6歳	262万円	359万円
4人	父40歳、母40歳、子12歳・6歳	325万円	422万円
5人	父40歳、母40歳、 子14歳・12歳・6歳	395万円	492万円

※ あくまで目安です。年齢、家族構成等により、認定基準金額は大きく異なります。認定基準金額を事前に窓口や電話等で回答することはできません。

【同一世帯(同一生計)とみなし、世帯人数に含まれる方】

- ・ 住民票上、同じ世帯員の方
- ・ 住民票上、別世帯だが同じ家に住んでいる方
- ・ 別居の申請者の配偶者や、生計を一にしている方

※ 同一生計の例

- ・ 住民票上別世帯だが、同じ家に住んでいる親族、同居人
- ・ 単身赴任中の配偶者
- ・ 自身で生計を維持していない一人暮らし中の大学生の子
- ・ 税金の申告で扶養親族として申告している方とその扶養親族
- ・ 税務署に専従者として届け出をしている家族とその事業主

※ 二世帯住宅や離婚協議中の別居等、一部のご家族を別生計として審査を希望する場合は別途申し立てが必要です。



3 スケジュール

審査結果は6月末に通知します。当初(4月)認定の場合、4月分から遡って対象経費をお支払いします。

4月	5月	6月	7月	8月～
当初(4月)認定 申請期間	審査期間	結果 通知		就学援助 支給

4 令和7年度の支給額（年額）

費目は一部です。本年度の支給金額は変更となる場合があります。
詳細は市ホームページで確認してください。

費目	支給金額			
	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
学用品費等	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
学校給食食材費	実費額		実費額	
校外活動費	上限 1,600円		上限 2,310円	
新入生学用品費※	57,060円	—	63,000円	—
林間学校費	支給対象外経費を除く額 ※該当学年のみ			
修学旅行費	支給対象外経費を除く額 ※該当学年のみ			

※ 新入学児童生徒学用品費は、当初（4月）認定のみ対象となります。また、入学前に支給を受けた方の支給はありません。

5 申請方法等

電子申請で受け付けます。24時間申請可能、来庁不要です。申請の際は、市ホームページをよく読み、電子申請サイトから申請してください。

- 申請必要書類
口座情報のわかる画像データ（通帳、キャッシュカードの写し）
- 添付書類が必要な方
 - ◎ 児童扶養手当の支給を受けている方
令和7年度児童扶養手当証書
 - ◎ 借家にお住まいの方（審査に賃料の考慮を希望する場合）
賃貸契約書の写真等（申請時点で契約期間内であり、同一生計である者が契約者であること及び賃料の金額がわかるもの）
 - ◎ 令和8年1月2日以降に新座市に転入した方
令和8年度所得・課税（非課税）証明書
※ 証明書は令和8年1月1日に住民登録があった自治体にお問い合わせください。世帯全員分（16歳以上）の証明書が必要です。

【当初（4月）申請締切日】

令和8年4月30日（木）

【電子申請をする環境がない場合】

学務課窓口へお問い合わせください。

新座市 就学援助



【市ホームページ】



【電子申請フォーム】

6 注意事項

- (1) 就学援助制度は学校の集金が免除になる制度ではありません。学校の集金には必ず応じるようお願いいたします。
- (2) 認定になった場合、振込は申請者（保護者）口座のほか、学校へ直接支払う場合があります。
- (3) 集金（口座引き落とし）の内容については、学校へお問い合わせください。
- (4) 5月以降も申請は随時受け付けていますが、認定になった場合は認定月からの支給です。

【問合せ】 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)



©新座市 2010